

地方自治法第179条に基づく専決処分について（平成21年度から24年度）

	専決処分日 議案提出日 議会承認日	議案名	趣旨
平成21年度 (2件)	21年3月31日 5月15日 5月29日	報第1号 京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）により、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担軽減措置の継続等の措置が講じられ、平成21年度分の市税から適用されることとなった。これに伴い、市税条例等について緊急に規定整備を行う必要が生じたものである。
	21年5月7日 5月15日 5月29日	報第2号 上告受理の申立てについて	平成21年4月22日に大阪高等裁判所において言い渡された東北部クリーンセンター談合住民訴訟に係る弁護士報酬請求訴訟の控訴審判決について、本市敗訴部分の破棄を求めため、緊急に、最高裁判所に上告受理の申立てを行う必要が生じたものである（上告の期限は、同年5月7日）。
平成22年度 (1件)	22年3月31日 5月14日 5月28日	報第1号 京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）により、地方税法の改正規定の一部が平成22年4月1日から施行され、平成22年度分の市税から適用されることとなった。これに伴い、市税条例について緊急に規定整備を行う必要が生じたものである。
平成23年度 (2件)	23年4月1日 5月16日 5月30日	報第1号 地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画の認可について	平成23年4月1日に地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）が成立し、同日、法人から市長に対し、地方独立行政法人法第26条第1項に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）の認可の申請があった。法人は、同日から直ちに中期計画に基づいて業務を運営する必要があったものである。
	23年12月16日 24年2月24日 3月27日	報第25号 控訴の提起について	平成23年11月30日に、京都地方裁判所において言い渡された伏見福祉事務所の生活保護廃止決定に係る損害賠償等請求訴訟の判決について、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めため、緊急に大阪高等裁判所に控訴する必要が生じたものである（控訴の期限は、同年12月16日）。
平成24年度 (2件)	24年3月31日 5月14日 5月28日	報第1号 京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が成立したことにより、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続の措置が講じられ、平成24年度分の市税から適用されることとなった。これらに伴い、市税条例について緊急に規定整備を行う必要が生じたものである。
	24年4月1日 5月14日 5月28日	報第2号 公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の認可について	平成24年4月1日に設置された公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）から、同日、市長に対し、地方独立行政法人法第23条第1項の規定に基づき、法人が徴収する料金の上限について、認可の申請があった。本件については、法人の運営開始日（同年4月1日）に定め、認可する必要があったものである。